

さいたま市告示第340号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路廃止の概要

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 道路の位置 | さいたま市北区日進町二丁目1349番4の一部 |
| (2) 指定の年月日 | 昭和44年7月10日 |
| (3) 指定の番号 | 第249号 |
| (4) 廃止の年月日 | 令和8年2月25日 |
| (5) 廃止の番号 | 第北廃25-007号 |
| (6) 道路の幅員 | 4.00 m |
| (7) 道路の延長 | 0.24 m |